

議 事 録		
件 名	第2回 さいたま市水道事業審議会	
日 時	2020年1月28日(火)	自10:00～至11:40
出席者	審議会委員	安藤委員、石井委員、市村委員、中島委員、江原委員、廣田委員、藤枝委員、酒井委員、田中委員
	傍聴者	5名
場 所	さいたま市水道庁舎 第一会議室	
公開又は非公開の別	公開	

1. 開会
2. 報告

(事務局より報告事項説明)

3. 議事

(石井会長)

それでは、議事の「さいたま市水道事業長期構想の策定について」を議題といたします。まず(1)将来像と基本理念について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、「さいたま市水道事業長期構想の策定について」の説明をさせていただきます。今回の審議会での審議内容になります。今回は、「第4章将来像と基本理念」、「第5章構想を実現するための施策」についてご意見を伺いたいと思います。第6章と第7章については、次回の審議会で審議させていただきます。

それでは議事に沿って、(1)将来像と基本理念について説明させていただきます。3ページをご覧ください。

将来像につきましては、「市民とともに、常に信頼されるさいたま市の水道」です。水道事業を取り巻く環境の変化や現状の課題に対し、「市民」を中心としたお客さまと築き上げてきた「信頼」を大切に、市民の生活や都市活動を支える重要な役割として、50年後、100年後を見据えて常に「安全・安心」な水道水を安定的に供給していく、ということを目指し設定しています。また、基本理念につきましては、厚生労働省の「新水道ビジョン」に掲げられる「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から決めました。3つの基本理念は、安全は、「安全で信頼される水道」、強靱は、「安定して水を送る強靱な水道」、持続は、「健全で持続的な水道」です。これにより各事業の目指すべき方向性を明確にします。

4ページをご覧ください。3つの基本理念を実現するために、5つの基本施策を定めています。長期構想の将来像、基本理念、基本施策の関係性は図のようになります。

5つの基本施策は、安全、安定、災害対策、サービス、基盤強化であり、これら5つの基本施策により具体化した事業へとつなげていきます。基本施策はそれぞれ、安全が「安全な水道水の供給」、安定が「常に安定した水道水の供給」、災害対策が「災害・事故対策の推進」、サービスが「お客さまサービスの充実」、基盤強化が「経営基盤の強化」となっています。以上が将来像と基本理念の説明となります。

(石井会長)

ありがとうございました。事務局から「さいたま市水道事業長期構想の策定について」の(1)について説明がありました。将来像(理想像)は、どちらかと言うとミッション(使命)です。ですから、一番上位のものです。それを具体的に進めると言うのが、4ページのところで示していただいた、「安全・強靱・持続」と言う3つの基本理念を実現するために、さらに「安全な水道水の供給」、「常に安定した水道水の供給」、「災害・事故対策の推進」、「お客さまサービスの充実」、「経営基盤の強化」ということがしっかり明記されています。その中で、今回は枠組みをご提示頂きました。

質疑・意見等のある方はお願いします。

(中島委員)

3ページ、4ページに記載されている将来像「市民とともに、常に信頼されるさいたま市の水道」の名詞に違和感があります。「市民とともに水道」というのは、日本語として何か言葉が入るのではないのかなと感じます。例えば、「市民とともに築く水道」等、そちらの方が違和感なく言葉が入ってきます。

(事務局)

検討いたします。

(藤枝委員)

4ページに「常に安定した水道水の供給」とありますが、浦和地区にはますます集合住宅が増えています。そうすると、一軒家の水圧はどのように保つのでしょうか。

また、「災害対策」について、浦和区は今年の台風19号の際に全ての学校を避難所として開放し、戸田市、蕨市、桜区の方々は何百人も避難してきました。その場合の事故対策の推進はどのように考えていますか。

(事務局)

避難所に関しましては、担当しておりますのが、総務局防災課となります。

水道事業におきましては、市民の皆様からの出水不良等に対応できるよう、夜間も待機をしています。

(石井会長)

一軒家と集合住宅の水圧についてはいかがですが。現状の水圧の何倍くらいまでであれば、タンクを造らなくても賄える等の現状を教えてください。

(事務局)

直結給水が出来るように水圧を上げています。現在では、3階建て以下の建物につつま

しては、直結直圧方式を採用しています。また、4～15階程度の建物につきましては、直結増圧方式を採用しています。増圧ポンプで直接給水できるような圧力です。

(藤枝委員)

一軒家の2階のトイレの水圧が弱い等の声も挙がっています。

(石井会長)

現在は水道局の整備により、一軒家でも3階建てまでは十分に水圧があります。トイレ、キッチン、お風呂等に全く遜色ありません。

また、15階程度までは増圧ポンプがあれば上階まで水を押し上げ、流下できるようになりました。今までは屋上にタンクを設けていましたが、夏は暑くて水が不味い、清掃が不十分等がありました。

(藤枝委員)

局の方でも徐々に整備されていくということでしょうか。

(石井会長)

はい、そうです。

他にご意見はありますか。

(安藤委員)

先ほど報告の中で、「経営・財政」を「健全経営」と「社会貢献の取組」に分けるとありましたが、第5章の「基盤強化と社会貢献」が別立になると、4ページの「社会貢献」の位置付けが不明確になると感じました。そのあたりを整備して検討いただければと思います。

(事務局)

ご意見を踏まえ、検討いたします。次回までに報告させていただきます。

(廣田委員)

4ページの「お客さま」という言い方に違和感を覚えました。また、第5章「社会貢献」の全体の基本施策をどうするのかも加えて頂ければと思います。

(事務局)

ご意見を踏まえ、検討いたします。次回までに報告させていただきます。

(石井会長)

第5章の「社会貢献」についてはいかがでしょうか。

(事務局)

位置付けにつきましても、検討させていただきます。

(石井会長)

ありがとうございます。他にありますか。

(江原委員)

同じく「お客さま」という表現に違和感を覚えました。市民ではない方がサービスを受けることもあるため、「お客さま」としたようにも感じました。

(石井会長)

全国の水道局で「お客さま」という言い方に移行しています。市民だけでなく、企業からも料金をもらっているのです。水道の分野では「お客さま」という表現は多く使われています。

(江原委員)

「お客さま」に代わる言葉は難しいですね。

(廣田委員)

将来像では「市民とともに」としているのです、難しいと感じました。

(石井会長)

「お客さま（市民）」と書いている地方公共団体もあります。ただ、お客さまには料金を頂いているので、世の中の的にそれを前面に出す潮流になってしまっています。

(廣田委員)

電気やガスは民間企業がやっているのです、「顧客」に当てはまると思いました。

(石井会長)

事務局と検討させてください。

それでは、続きまして（2）構想を実現するための施策を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

続きまして5ページをご覧ください。議事の（2）構想を実現するための施策につきまして、ご説明いたします。第3章に示した課題として、令和12年以降の給水人口の減少、一人当たりの給水量の減少は、水道施設規模の適正化や経営状況等にも影響を与える大きな課題です。そこで、施策共通の基本姿勢として、水道事業を取り巻く大きな環境の変化を踏まえ、これまでの拡張を前提とした施策から、将来の給水人口及び給水量の減少を前提とした持続可能な水道への施策に転換していきます。

6ページをご覧ください。第3章で整理したそれぞれの課題に対し、定めた5つの基本施策に基づき、推進する施策を実施してまいります。この表は、それをまとめたものです。6ページには、安全、安定、災害対策についての主な施策と課題を示しています。施策の詳細については、この後、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。7ページには、6ページと同様にサービスと基盤強化についての主な施策と課題を示しています。あわせまして、前回委員のみなさまのご指摘もありましたので、市民へのPRも兼ねまして、別立てとして、第3章の最後で示した社会貢献の取組に対応する施策として、「社会貢献の取組の推進～SDGs達成への貢献～」として、積極的に推進するとしております。

8ページをご覧ください。ここから、各施策についての説明に入ります。基本施策の1番目になります、「【安全】安全な水道水の供給」について、説明します。まず、目的として、清浄な水源の保全や、さいたま市版「水安全計画」に基づく包括的な水質管理の徹底

に努め、いつでも安全・安心な水道水を供給することとしております。つづきまして、推進する主な施策です。一つ目の施策は「清浄な水源の確保・保全」です。この施策における事業は、「地下水源整備事業」です。これは、老朽化した深井戸の更新、改良を行い、地下水源の保全を行う事業です。

つづきまして、9ページをご覧ください。2つ目の施策は、「水質管理の徹底」です。この施策における事業は、次の4つになります。事業1、「水質管理体制の強化」です。安全な水道水を供給するため、さいたま市版「水安全計画」を充実させ、受水・取水から給水栓に至るまでの包括的な水質管理体制を強化します。事業2、「貯水槽水道管理啓発事業」です。これは、市内の貯水槽設置者に対し管理啓發文書を送付し、設置者の管理意識を高め、また、水道法の規制を受けていない「小規模貯水槽水道」の訪問点検を実施し、水質の安全管理の徹底を図る事業です。事業3は「直結給水普及促進事業」です。これは、3階までの直結直圧方式や15階程度までの直結増圧方式による直結給水システムを普及促進する事業です。普及に向けて、貯水槽から直結給水へ変更を希望するお客さまに対して、直結工事見積りサービスを実施します。事業4は「配水管内水質劣化防止事業」です。これは、配水管内の洗浄作業等を計画的、効率的に実施し、配水管内における水質劣化を防止する事業です。

次の10ページに、直結給水システムのイメージ図を示しています。

11ページをご覧ください。基本施策の2番目になります、「【安定】常に安定した水道水の供給」について、説明します。目的として、常に安定した水量を確保するとともに、水道施設の、より効率的、計画的かつ効果的な維持管理・改良・更新を進め、必要な量の水道水を安定して供給することとしております。つづきまして、推進する主な施策です。1つ目の施策は、「安定した水量の確保」です。この施策における事業は次の3つになります。事業1、「拠点施設整備事業」です。これは、市内にある配水拠点施設、いわゆる配水場において、老朽化したポンプや電気設備等を計画的かつ効果的に改良、更新する事業です。事業2、「漏水調査事業」です。本市では、これまでも重点地区を対象に漏水調査、配水管点検を実施してきました。今後も漏水調査や配水管点検を実施することにより、漏水を早期に発見し、有効率を高いレベルで維持して健全な事業運営を図るため、引き続き実施します。事業3、「配水支管整備事業」です。これは、道路内に並行して布設されている給水管、いわゆる幅そう給水管が、道路上を往来する車両の荷重の影響を受けることにより、漏水事故につながる可能性があるため、このような幅そう給水管を配水支管として一つにまとめることで、漏水のリスクを低減するための事業です。

つづきまして、12ページをご覧ください。2つ目の施策は、「効率的、計画的かつ効果的な維持管理・改良・更新」です。この施策における事業は次の2つになります。事業1は、「老朽管更新事業」です。これまでと同様、本市では漏水や事故防止に努めるとともに耐震化を図り、安定した給水を実施するため、老朽管を計画的に更新します。事業2は、「地下水源整備事業（再掲）」です。最初の基本施策「【安全】安全な水道水の

供給」の中でもご説明いたしました事業の再掲です。本事業では、老朽化した深井戸について、効果的な維持管理・改良更新を行い、地下水源の保全に努めてまいります。

13 ページをご覧ください。基本施策の3番目になります、「【災害対策】災害・事故対策の推進」について、説明します。目的として、水道施設の耐震化事業を進めるとともに、災害時における関係者との相互連携、水道局危機対応集の更新・充実や効果的な訓練の実施を通して、災害や事故に強い水道を構築することとしております。つづきまして、推進する主な施策です。1つ目の施策は、「水道施設の耐震化」です。この施策における事業は、「水道施設耐震化事業」です。これは、大規模地震による被害を最小限に抑えるため、耐震性が確保されていない水道施設の耐震化を行う事業です。

つづきまして、14 ページをご覧ください。2番目の施策は、「危機管理対策の推進」です。この施策における事業は次の3つになります。事業1、「応急活動体制の構築」です。緊急時の給水に備えて、応急給水施設を整備します。被災した場合には、おおむね4週間以内の早期に復旧できるよう応急復旧・応急給水体制を整備し、応急復旧が速やかに行えるように工事車両や必要資機材を確保、備蓄を行います。また、定期的に市民が参加する危機発生時を想定した訓練を行います。事業2、「水道局危機対応集整備事業」です。さいたま市は地震災害時における適切な業務の執行のため、BCPを策定しています。そのBCPとともに、大規模な震災、風水害やそれらに起因する大規模停電、大規模断水等の対策をまとめた水道局危機対応集の充実を目指します。事業3、「災害時における相互連携・協力の推進」です。他事業体と実施している応急給水訓練、情報伝達訓練等の受援体制の整備も含めた災害時の訓練の充実を図ります。

15 ページをご覧ください。基本施策の4番目になります、「【サービス】お客さまサービスの充実」について、説明します。目的として、お客さまにとってより身近で使いやすい水道となるよう、お客さま視点に立った質の高いサービスを提供するとともに、水道事業の状況を積極的にわかりやすく情報提供し、市民との連携の促進を図ることとしております。つづきまして、推進する主な施策です。1つ目の施策は、「質の高いサービス」です。この施策における事業は、「お客さまサービスの向上」です。これは、ICTの利用拡大等を推進し、お客さまの利便性向上と対応の迅速化を図る事業です。

つづきまして、16 ページをご覧ください。2つ目の施策は、「積極的な情報提供の拡大」です。この施策における事業は次の2つになります。事業1、「情報提供推進事業」です。広報誌やホームページの内容の充実を行い、水道の現状や水道事業について、市民へ分かりやすく十分な情報の発信と共有化を推進する事業です。また、ICTを活用し、多様な水道情報提供ツールの充実を図ります。事業2、「広報・広聴推進事業」です。これは、市民からの声を反映できるよう双方向のコミュニケーションの実現を目指す事業です。この中で、小・中学生の教育支援や各種行事への参加と企画を積極的に行います。

17 ページをご覧ください。最後の基本施策になります、「【基盤強化】経営基盤の強化」について、説明します。目的として、中長期の財政計画のもとバランスの取れた施設整備

を行うとともに、様々な手法により効率的な事業運営に努め、健全な経営を維持することとしております。つづきまして、推進する主な施策です。1 つ目の施策は、「適正な財政とバランスの取れた施設整備」です。この施策における事業は次の2つになります。事業1、「水道施設整備計画の推進」です。今後、過去に整備された水道施設の更新需要が大幅に増大することから、中・長期的な視点に立った水道施設の計画的な更新が必要になります。一方で人口減少が進むと、給水収益が減少していき資金の確保が厳しくなることも懸念されるため、アセットマネジメント手法等を活用した財政バランスのとれた施設整備計画を実施します。事業2、「水道料金体系の検証」です。水道料金は、健全な事業運営と使用者間の負担の公平性が確保されるよう適正な原価に基づいて定める必要があります。本市においても、将来、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来等、大きな世帯構造の変化が予想されているため、中・長期的な財政収支見通しを踏まえて、現行水道料金の水準及び体系について継続的な検証を行います。

つぎに、18 ページをご覧ください。2 つ目の施策は、「効率的な組織体制及び職員の技術力向上」です。この施策における事業は次の2つになります。事業1、「効率的な組織の構築及び人材育成」です。本市では職員の適正な配置等の推進により、年々職員数は減少していますが、今後も経営環境が厳しくなることが予測されるため、組織体制や分掌事務を見直し、効率的な水道事業運営を目指していきます。また、生産性の向上を図るため、職員の能力開発についても努め、人材開発計画の更なる充実と、より効果的な技術の継承を積極的に実施していきます。事業2、「民間活力の活用の検討」です。健全経営を維持していくため、安心、安全の確保や運営コストの抑制を目的とした包括的民間委託の検討等、民間活力の活用について検討を進め、事業の効率化を進めていきます。

続きまして19 ページをご覧ください。第3章で、国際協力や環境対策につきましては、「社会貢献の取組」として位置付けました。それらの取組の推進として、またSDGs達成への貢献として推進していきます。まず、SDGsについてですが、2015年9月に国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための、17の目標と169のターゲットから構成されており、国単位で目標達成に向けた取組みの強化が求められています。日本では、『持続可能な開発目標推進本部』を設置し、アクションプランの定期的な策定や日本の「SDGsモデル」の確立に向けて、柱となる8分野の優先課題を掲げる等、関係行政機関が相互に緊密な連携を図りながら、総合的かつ効果的に推進する活動が進められています。本市も精力的に推進してきたことが評価され、昨年7月（令和元年7月1日）に『SDGs未来都市』に選定されました。水道事業においても、SDGsへの貢献として、次の2項目について取組みを推進します。1つ目は、「国際協力の推進」です。日本の水道システムは世界でもトップクラスであり、高い技術と運営ノウハウを持つ日本の上水道分野の支援に対する途上国の期待は高いものとなっています。本市でも、国際社会での責任を果たすため、今後も積極的に国際協力事業を推進していきます。2つ目は、「環境に配慮した事業の推進」です。将来にわたり、安全で安心できる水の供給を持

続させるために、環境保全・環境負荷低減に向けた省エネルギー対策事業の推進や社会福祉就労支援事業を推進していきます。

20 ページをご覧ください。最後に成果指標についての説明です。『基本施策』の計画的な実施は、長期構想の実現に必要不可欠です。基本施策推進の進捗管理として、主要な成果指標に、水道施設の整備に係る指標及び事業経営に係る指標を主要業務指標（KPI）と定めます。長期構想としては、5つの基本施策における10項目の推進する主な施策のうち、主要な成果指標として、水道施設の整備に係る指標に「水道管路の耐震化率」、事業経営に係る指標に「経常収支比率」を主要業務指標（KPI）として定めます。「水道管路の耐震化率」については、全ての管路の延長に対する耐震化の割合を示すもので、地震災害に対する水道管網の安全性、信頼性を表すものです。目標値につきましては、現在調整中であり、決まり次第、審議会でご報告をさせていただきます。また、「経常収支比率」につきましては、料金収入等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示すもので、水道事業の収益性を表すものです。目標値については、黒字化となる100%以上を毎年の目標としています。毎年、進捗管理や達成度を評価して、適正な財政とバランスのとれた施設整備を推進することで、将来像の実現に向けた管理運営を進めていきます。報告は以上です。

（石井会長）

ありがとうございます。詳細なご説明を頂きましたので、これから委員の皆様にご意見を伺うための各施策につきまして、ご意見・ご質問等を賜りたいと思います。

（酒井委員）

17 ページの水道事業の経営について考えたとき、水道管は誰が造って、誰のものなのか疑問に思いました。昭和9年に浦和市、大宮市等の複数の市町村の合併により埼玉県南水道組合が設立され、昭和49年辺りに岩槻市が加入、平成13年には合併してさいたま市になり、さいたま市水道局が出来たという理解をしている中で、昭和9年から水道管は誰がどんなお金で造って、結局誰のものになっているのか率直な疑問です。まず経営を話すにあたって、それは市民に知らせて頂きたいと思います。

18 ページ、事業の2で「民間活力」とありますが、「民間活力」という言葉にピンときません。競争させることだとはなんとなく思いますが、それが水の場合どう当てはまるのか、メカニズムのイメージつきません。民間の競争とは水道の場合、どのように行われるのか。もし、さいたま市でどう考えられているかはわかりませんが、コンセッション方式を導入する時に、“20年契約”という言葉が良く出てきますが、その20年契約をしたとき、どのように「民間活力」が起こるのか。さいたま市で考えているコンセッション方式以外にもパターンがあれば、それぞれのパターンを利用者としては知りたいです。いきなり、パターンがあるけど決められてスタートしてしまつたとなると、市民もそれにどう応えて良いかわかりにくいと思います。「民間活力」を示すのであれば、漠然としているので、まずはパターン、メカニズムを教えてくださいたいと思います。



20 ページについて、個人的な要望ですが、指標が2つ出ている中でもう一つ、「安定・持続した水質管理と水の供給」を加えて頂きたいです。いわゆる、免許証で言えばゴールド免許かどうかということですが、利用者としては欲しい指標なので、ぜひ加えて頂きたいという要望です。以上です。

(石井会長)

ありがとうございます。大きく分けて3点ございました、ご回答お願いします。

(事務局)

まず、さいたま市水道局の成り立ちを説明します。昭和9年に1市2町2村による埼玉県南水道組合を設置しました。その後、公営企業法の改正等で名前が変わり、埼玉県南水道企業団になり、平成13年5月1日に浦和、与野、大宮市の合併により、埼玉県南水道企業団が担っていたエリアが一つになり、埼玉県南水道企業団が解散し、さいたま市に水道事業を引き継いだものが、さいたま市水道部という形です。平成15年5月1日に政令市の指定を受け、さいたま市水道部がさいたま市水道局に代わりました。その後、平成17年4月1日に、さいたま市と岩槻市が合併したことにより、岩槻市はさいたま市岩槻区になりました。さいたま市水道局の給水区域も旧岩槻市のエリアまで広がりました。それが現在のさいたま市水道局の給水エリアとなっています。昭和9年に、1市2町2村で構成された組合で施設を造り、その財産は水道組合に帰属されています。埼玉県南水道企業団でも、県南部の人口、現在の浦和、与野、大宮市のエリアの人口が増えてきたために水道事業を拡大し、そこが国から企業債という借金と、水道料金の収入で事業を進め、そこで建設した水道管、浄配水場の施設は埼玉県南水道企業団の財産としています。平成13年の5月にさいたま市へ水道事業が移行したので、現在はさいたま市の財産となります。公営企業会計はさいたま市の財産ということで、引き継がれています。現在、さいたま市水道局で行っている施設の工事は水道事業の財産という形です。

2つ目の「民間活力」については、例えば清掃業務等、1対1の個別委託から料金徴収や検針、電話の受付等をまとめて出す包括委託、第三者委託、PFI、DB（設計と本体工事を一つにして委託する）、改正水道法で規定されたコンセッション方式があります。さいたま市水道局は現在ほとんどが個別委託で、今後は1回目で説明した通り、10年後（2030年度）には人口減少の統計があります。現在も1人あたりの給水量が減っている中で、人口減少が進むと、さらなる料金収入の減少も考えられることから、効率的な経営をしていくために、委託をまとめたり、DB方式にする等の検討をしていく必要があると考えています。

「安定・持続した水質管理と水の供給」の指標につきましては、検討させてください。

(酒井委員)

水道管は行政のものと捉えています、その認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

水道事業の財産です。

(酒井委員)

行政のものか、市民のものか、どちらでしょうか。

(事務局)

行政のものです。

(酒井委員)

それが最終回答ということによろしいでしょうか。

(事務局)

市民に利用して頂くための、行政の財産です。

(石井会長)

公道から宅内に入った水道管は、土地の所有者の持ち物です。メーターは水道局から貸与しています。新築や集合住宅を造るときに、必ず水道の工事費を請求されるのは、建築主の持ち物だからです。ですから今の発言のように、一緒くたに行政のものだと言うと、これは間違いです。

(藤枝委員)

メーターの外と内でしょうか。

(石井会長)

いえ、私有地からです。よく調べて、また次回事務局より回答してください。

見える化を市民の皆様も求めていると思います。見える化できるところは、長期構想の中に盛り込んでくださいというお願いだと思います。

(酒井委員)

18 ページのメカニズムを説明するにあたって、「民間活力」とする以上、競争が必要だと思います。競争が必要でないのであれば、どうやって「民間活力」が生まれるのかというメカニズムを明確に示して欲しいですし、競争が生まれるのであれば、だいたい何社くらいいて、競争が生まれそうだという見通しを示して頂きたいです。また、もしコンセッション方式を考えていて、10年、20年契約をするのであれば、それをキーワードとして入れて、メカニズムを明確に示して欲しいです。

(石井会長)

さいたま市水道局では、コンセッション方式は考えていませんと聞いていますが、いかがでしょうか。

(事務局)

コンセッション方式については、現状、考えておりません。様々な業務を委託していくところで、当然のことながら仕様があります。仕様の中でも、委託する業務によって種類が違いますので、具体的に“何社”というのはありませんが、必ず複数社を持ち、その中で競争原理を働かせ、最も安価で要求が満たされるものをお願いして、委託しています。職員の人件費より安くできるものを選んでいくという考え方です。

(酒井委員)

複数社いて、競争が成り立ちそうだという見通しがあるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

確認ですが、複数社というのは、どの業務についてでしょうか。

(酒井委員)

水道事業ですから、民間委託している部分については、どの分野であれ、複数社いるから必ず競争が成り立つという理解でよろしいでしょうか。

(市村委員)

基本的には競争原理を働かせているという方向です。

法律上、公営水道は競争入札が原則です。例外で、特別な理由があるときのみ、随意契約ということになります。競争がないときは、理由がつくということです。法律で決まっていると考えていただければと思います。

(石井会長)

ここで言われている「民間活力」は、水道局と民間事業者がコラボレーションして、より効率化を図っていく、最先端の技術を取り入れて進めていくという話です。お互いにコスト削減や安心・安全の確保、また包括委託については、技術や経営、料金徴収業務等、様々な業務を包括で委託ができると、これも水道法で認められていますので、今後、検討を進めていくという状況です。官民連携の手引きが厚生労働省から出ていますので、その様子を長期構想の中に入れて、どういったパターンがあるのか、市民の方もわかりやすくなると思います。

(田中委員)

8 ページの地下水についてですが、東京都で有機フッ素化合物が高濃度で検出されて、昨年の6月に水源の井戸からのくみ上げを止めましたが、さいたま市で検査は実施していますか。

9 ページの事業2、「貯水槽水道管理啓発事業」で「市内の貯水槽設置者に対し管理啓発文書を送付し」とありますが、これはマンションなのか、だいたい何件くらいあるのかを教えてください。また事業3、「直結給水普及促進事業」のところで「直結直圧方式や15階程度までの直結増圧方式による直結給水システムを普及促進」とありますが、集合住宅に住んでいて、5階建てですが、給水の際に塩素を追加していますか。塩素濃度は0.1PPM以上でない水道水として認められませんが、大きなマンションでは、また塩素を加えていますか。

(石井会長)

入れていません。水を送り出す際に塩素を入れています。

(田中委員)

蛇口でも0.1PPM以上になるように送り出しているということでしょうか。

(石井会長)

はい。0.1～1.0PPM 残っていることが決められているものと思います。

(田中委員)

コンセッション方式について、非常に懸念しています。一昨年、水道法が改正されて、コンセッション方式が導入しやすくなりました。HP に「現在、さいたま市水道局ではコンセッション方式の導入予定はありません」と書かれていて安心しましたが、今回は長期構想ということで、現在の時点では予定がないとなると、今後導入する可能性があるという捉え方をしました。今は直営で安全な水が供給されていますが、それが民間の企業になった場合、災害時に迅速に対応してくれるのか、自治体が関与できるのか、企業は儲ければ投資した人に利益を還元しますし、もしかしたら倒産するかもしれない等、市民としては心配なことが多いです。今回の長期構想の中に導入の可能性はないという安心感が欲しいと感じました。前回の長期構想の中に、包括的な民間委託の導入ということで、事務局の方から説明がありましたが、メーターの検針や料金徴収等はコンセッション方式ではなく包括委託と聞いたので安心しましたが、「運営コストの抑制が可能となる包括的な民間委託の運営について検討していきます」と書かれています。今回は「健全経営を維持していくため、安心、安全の確保や運営コストの抑制を目的とした包括的な民間委託の検討等、民間活力の活用について検討を進め、事業の効率化を進めていきます。」とあります。導入について前回の長期構想の“検討していきます”というのと、今回の“検討を進めます”とで少しニュアンスが違って、心配になりました。コンセッション方式については、導入して頂きたいし、今後も長期構想の中で安心感を与えて頂きたいなと思っています。

また、大久保浄水場や小水力発電所を見学させて頂いたことがあります。市内の浄水場を見学したことはありません。委員の皆様は見学されたことがあるのでしょうか。

(石井会長)

市内は泉水が 9 割で、後は井戸から地下水を採っていますので、浄水場という規模の大きいところはありません。

(田中委員)

可能であれば、子供たちと浄水場の見学等を実施したいと思っています。

(石井会長)

事務局の方で、可能であれば施設見学会をご検討ください。東大成の総合センターに災害備蓄用の防災倉庫や、井戸がありますので、検討して頂きたいと思います。

コンセッション方式については、もし導入する場合でも厚生労働省大臣の許可が水道法の 24 条の 4 に基づいて必要とされており、その前に議会で条例改正案を審議して決議しないと導入できないことになっていますので、ご心配の懸念は全くありません。導入する際は、法律に基づいて、決議します。PFI 法と水道法両方の規制があります。包括委託はコンセッション方式とは全く違います。現在、個別委託がほとんどのため、それをまとめて、受ける方も短い期間だと対応できないため、5 年や 10 年で包括委託するというこ

とです。人手不足等もあって、包括委託でないと受け手がいません。

地下水（PFOS）の検査についてはいかがでしょうか。

（事務局）

さいたま市の方では、フッ素の関係の検査は行っておりません。なぜ行っていないかと言いますと、基準が確定されていないからです。ただ、基準が出来た場合は速やかに検査します。

（市村委員）

14 ページの事業 1 で、「緊急時の給水に備えて、応急給水施設を整備します。」という表現になっていますが、今でも応急給水場所があり誤解を招くと思いますので、“充実させます”等の表現が良いかと思います。さらに、「被災した場合、おおむね 4 週間以内」とありますが、これは地震の時を想定していて、例えば豪雨や台風の際は 4 週間が当てはまらないと思いますので、もう少し丁寧に書き込んだ方が良いと思います。また、4 週間以内が市民にとって早期と言えるかどうか、4 週間経たないと全体が断水しているというようなイメージに取られる可能性があると思いますので、例えば、完全復旧するのが 4 週間以内で、段階的に直していきます等の表現が良いと思います。

15 ページ、事業 1「お客様サービスの向上」について、ICT の利用拡大だけだと具体的な内容が分からないので、教えて頂きたいです。

16 ページ、事業 1「情報提供推進事業」の「水道の現状や水道事業について、市民へ分かりやすく十分な情報の発信と共有化を推進します。」とありますが、非常時・緊急時にどのような対応してくれるのが市民にとって一番知りたいことだと思いますし、むしろその方が大事だと思いますので、そういった考え方を入れたほうが良いと思いました。HP を見ると非常時の応急給水場所の一覧が広報されているようですが、一覧表だけでは自分がどこに行けばいいのかわからない等もあると思いますので、もう少し細かく PR するという方向性を出した方が良いと思います。

18 ページの“包括的民間委託”という言葉に皆さん引っかかっているかと思います。例えば、“より効率的な民間委託の方法の検討”等にして、“包括”という言葉は使わないほうが良いと感じました。

20 ページですが、基本施策が 5 つに対して指標が 2 つしかないので、目標も 5 つ定めるのが普通と感じます。全て数値ではなくても良いと思っていて、言葉で“こういうところを目指します”というものを示した方が良いと思います。

（事務局）

検討します。

（石井会長）

最後の KPI もそうですし、先ほど田中委員よりご指摘のあった、「安心した水の管理」というところも併せて次回に向けてご検討いただければと思います。

（中島委員）

素案がどういう形になるのかイメージが付かないので、ここで聞いた方が良いのか分からないところもあり、これから質問しようと思っていることを質問するべきかどうか、教えてください。具体的には、現在のこの出てきているペーパーは、素案にどのように反映されるのか教えてください。

(事務局)

委員の皆様にご提示した資料の中身につきましては、素案の骨組みです。素案につきましては、この骨組みの部分を細かく内容を加えて、資料等で裏付けするような形にしたいと思っています。

(中島委員)

そうすると、骨組みで骨が抜けていると感じるところをお伺いしたほうが良いでしょうか。細かい書き方についても素案の時にまた審議をできるということでしょうか。

(事務局)

はい。

(中島委員)

ありがとうございます。では5ページの、「基本姿勢」はどのような位置づけなのか教えてください。課題が出てきて、基本施策があつて、理想像があつて、基本姿勢はどこに入ってくるのかイメージが付きませんでした。

前回、水安全計画の話が出ていたかと思います。8ページ、9ページ「他事業体との連携」という表現を入れるという報告がありましたが、やはり骨子の中にも入れたほうが良いと感じました。

11ページ、12ページの【安定】というところで、施策①では“安定した水量の確保”、施策②では“効率的、計画的かつ効果的な維持管理・改良・更新”と分けているようですが、施策①の事業1では”改良、更新を推進します”と書かれています。これは施策①なのか施策②なのか、カテゴリー分けを明確に意識した方が良いと思います。施策①は水量を確保するため、施策②は維持するためという分け方なのか、誰が見てもわかるように整理していただいた方が良いと思いました。

14ページに「被災した場合、おおむね4週間以内」とあります。恐らく市でも地域防災計画を立てられていると思いますが、それとの整合を図られているのかどうか、独自に“4週間以内”とするのは問題があると思います。地域防災計画との整合を図って頂きたいです。

15ページ、「市民との連携の促進を図ります。」とありますが、“促進”という言葉は一人称でもなく、二人称でもなく、他人の話という感じがしますので、“推進を図ります”に変えたほうが良いと感じました。

16ページにある「双方向のコミュニケーション」を行う場合、危機管理の中でサイバーセキュリティの話が出てきていると思いますが、双方向行くと必ず侵入の入り口を造ってしまうので、災害対策のところに“サイバーセキュリティを充実します”等も項立し

て、両方に書いた方が良いと感じました。

20 ページの進捗管理について、アウトプットではなくアウトカム指標を入れて頂きたいです。市民がどう考えているのか、市民とともに歩んでいるということを知ってもらえるようなアウトカム指標を、例えば“満足度向上”等を入れていただくと良いと思いました。

(石井会長)

事務局の方で、次回に向けてしっかりご対応をお願いします。

(安藤委員)

14 ページの危機管理対策についてですが、最近、和歌山市で“断水します”と3日前に突然言われたという話があったので、水道利用者の方への情報伝達のタイミングや手法、代替給水はどうするのか等、そういった部分にも触れて頂くと良いと感じました。

18 ページの【基盤強化】についてですが、事業3として、“情報技術の活用”をいれて頂きたいです。情報技術の活用は広い意味で経営基盤の強化の施策の一つでもありますので、ご検討頂きたいです。

20 ページに KPI の話が出ていますが、KPI の活用ツールを作っていますので、参考にしていただければと思います。

(石井会長)

今日はたくさん委員の皆様から貴重なご意見、そしてご質問、またご提案を頂き、様々な方向性が見えてきたと思いますので、大枠から支柱まで、内部でも様々な形で検討して頂きまして、事務局は次回に向けてよろしくお願ひいたします。

(江原委員)

災害が多く発生していますが、水道事業における災害の費用はこのお金から出ますか。

(石井会長)

水道事業は自分のところから出します。

今問題になっているのは、災害対策基金や積立金がないことです。そういったものを国や日本水道協会が全国の水道事業者の要望を聞いて、ニーズを把握していると思いますので、国も補正予算から出すことも十分ではないので、水道だけでなく様々な形で恒常的な費用配分を考えていると思います。国も予備費や補正予算等から出すことも十分ではないので、水道だけでなく様々なライフラインで恒常的な費用配分を考える必要があると思います。

それでは、概ね定刻の時間が参りましたので、ありがとうございました。次回に向けて活発なご議論を頂きましたので、事務局にお返しします。

#### 4. 閉会

(事務局より今後のスケジュールについて説明)